

< 川越市 >

不正市道認定住民訴訟 **「不当判決」!**裁判長は**“トンデモ判決”**の有名人?!

+

さらに、いまだ迷走を続ける**「川合3事件裁判」**

平成30年(2018年)3月に川越市民らが川越市を訴えた損害賠償請求住民訴訟「不正市道認定裁判」について、去る6月30日、さいたま地方裁判所(倉澤守春裁判長)が原告の請求を棄却する判決を言い渡した。

提訴のときから裁判を取材してきた本紙は、判決がこうなることを確信していた。翌日(7月1日)、さいたま地裁・川越支部では川合善明川越市長が原告となり市民らを訴えている前代未聞の「3事件裁判」([※過去記事リンク](#))の口頭弁論も開かれたが、こちら明らかに行政びいきの支離滅裂な迷走を続けている。

ここまで支離滅裂かつ、あからさまな行政びいき裁判を立て続けに見せられる川越市・川合市政の問題は、官を仰いで民を見下す日本の官僚構造が司法では未だに健在であることを示しているということだろう。

裁判長が押し通した「無理スジ判決」

本紙は、判決がこうなることを確信していたと書いたが、もともと無謀な裁判だったということではない。提訴後、裁判は原告の抱く疑惑に谷口

豊裁判長も理解を示し、原告以上に被告を問い詰める裁判が続いていた。最終的に良い判決が出るかどうかはともかく、事件の真相を明らかにしたうえで判決を書くという姿勢は鮮明だった。ところが、裁判長が倉澤守春裁判長に替わった途端、裁判の進行は**大どんでん返し**となった。

倉澤裁判長はこれまでの裁判の進行を無視し「**代替地が必要だったかどうかには関心はない、袋地が生じることになるから市道を作っただけではないか**」と、川越市さえ無理スジを承知でわずかにしか主張していなかった点を、堂々と問題の中心にすげ替え、「**裁判所はこれについて判断すればいいんですよ**」という態度を鮮明にしたのだ。あまりにも見え透いた行政寄りへの方向変換である。

このような倉澤裁判長の強引な訴訟指揮から、原告敗訴判決は事前に見えていたことでもあった。なにしろ、この倉澤裁判長は「**トンデモ判決**」の有名人でもあるのだ。この裁判官の「**前科**」については後述する。

「**不正市道認定裁判**」は、川合善明市長と元市議らによる共同不法行為として、元市議の私邸につながる私道を、不正に「**市道**」と認定をするよう働きかけ、**道路整備費用等を市に支出させた**として、川越市民**22名が原告**となり川越市を訴えていた裁判だ。

この日の判決では、裁判の最大の争点である「**市が土地を購入する時、代替地を必要とする住民がいたのか**」について一切触れていない。

これに触れるとまともな説明ができなくなり、被告・川越市を勝たせることが難しくなるからだ。中立公正であるべき裁判所として断じて許されない、判決ならぬ「**作文**」でしかない。本紙もこれまで様々な裁判を取材してきたが、ここまであからさまな行政びいきの裁判長も珍しい。

判 決 文

結論として川越市を勝たせた判決となっているが、事件の重要人物のひとりである元川越市議・齊木隆弘氏が「**市道認定された道路や、代替地の分筆などに関わっていない**」という言い分は退けられている。

裁判所としても、齊木氏が土地の分筆に関与することで同氏の意向通りになったことから、「**Kさん（元土地所有者）に土地を買ってもらいたと言わ**

れたから買っただけ」などと主張していた齊木氏が嘘をついていると判断したのである。だがこの判決は、齊木氏が嘘をついていたことを「だからどうしたのだ」とばかりに、それ以上言及していない。

あくまでも「市道を建設したことにより、結果的にMS（齊木氏の娘）の利益になるという点があったとしても、分筆や市道認定道路が違法でない」「袋地を残すような分筆をすることは社会経済上相当ではない」というのだ。

要するに、一連の本件土地の分筆や払い下げなどは齊木氏らへの利益のためではなく、行政上「袋地」になる土地を作るべきではないから「市道」にしかただけの話だというわけだ。だが、この判決は、時系列から見れば明らかに矛盾している。川越市が土地を購入しようとしたとき、既に齊木元市議がどの部分の土地を買うか、どこを市道にするかの青写真が決まっていたのだが、その一方で、市道予定地に沿った土地を立ち退きの代替地として必要とする住民は一人もいなかったのだ。

だとすれば、川越市の土地購入は露骨に齊木元市議だけのためだったのではないかとさえ思えて来る。齊木元市議が、公道から奥まった土地を購入するときに道路が必要であれば、地続きになっている自分の土地を通るようにするか、道路用の土地も購入して私道にすればいいだけのことだ。

川越市が齊木元市議の利益のために土地を買って市道を作ってやる必要はない。この重要な原告の主張が、この日の「倉澤判決」には一切書かれてない。原告の主張を完全に無視黙殺した不当判決だ。

当然、原告住民らは、**東京高等裁判所に控訴する**ことにした。

「不合理とは言えない」を切り札にする不合理

さて、倉澤守春裁判長とはどんな人なのか。

下の日本経済新聞インターネット版記事は、倉澤守春裁判長が福岡地裁にいた2019年（令和元年）6月当時のものである。

川内原発の設置許可取り消し認めず 福岡地裁判決

<https://www.radiationexposuresociety.com/archives/10870>

鹿児島県薩摩川内（せんだい）市の川内原子力発電所の設置許可の取り消しを求めて住民らが国を訴えた行政訴訟の判決で、住民らの請求を棄却し国を勝たせた倉澤裁判長の判決が**原告住民弁護士から批判**されている。

この事件では、火山の影響による原発事故の想定が争点のひとつになっていたが、**倉澤裁判長は「破局的噴火など極めて低頻度の自然災害が想定されていなくても不合理とはいえない」との結論に固執した。**

同記事によれば「**2011年の東京電力福島第1原発事故以降、新規制基準に基づく原子炉の設置許可の是非を巡る集団訴訟での司法判断は初めて**」だという。「**極めて低頻度の自然災害**」で破局的な津波が引き起こした未曾有の原発事故が福島第一原子力発電所事故だったではないか。

だからこそ、原子炉設置の新規制基準が設定されたというのに、倉澤裁判長は、破局的な自然災害なんてそう起きるわけじゃないんだから基準で想定してなくても**「不合理とはいえない」**と判決に書いているのだ。

倉澤裁判長にかかれば、福島原発関連の損害賠償請求訴訟は軒並み原告敗訴の判決になっていただろう。倉澤裁判長の頭の中は、自分ひとりが不合理と思うか思わないかだけしかないようだ。

川越市不正市道認定事件でも倉澤裁判長は、川越市が問題の「**空き地**」について「**代替地を確保しようとしたとしても不合理とはいえない**」と、全く同じロジックを繰り返している。今度は舞台を**東京高等裁判所に移して**川合市政の「**不合理な行政**」を問う裁判が始まる。

住民訴訟判決翌日、川合善明市長はルンルン上機嫌！ 仇敵・小林薫川越市議にも朝のご挨拶！

翌日7月1日は、さいたま地裁・川越支部での「**川合3事件裁判**」である。川合善明氏を原告、川越市民を被告とする3つの名誉毀損と不法行為の裁判のひとつで訴えられている**三遊亭窓里こと小林薫川越市議**は、開廷前の裁判所正面玄関ロビーで意外な光景に唾然としたという。

早めに到着した**小林市議**が携帯電話に目を落としてしていると、突如「**おはようございます！**」と聞き覚えある声が響いたという。顔をあげると、川合善明市長が颯爽とロビーを通過するところだったという。

その後、合流した本紙記者に小林市議が「私を小馬鹿にしたつもりなんでしょう」と失笑する。「いままで散々、この裁判所でもすれ違っていて、向こうから挨拶なんて聞いたことはありませんからね。昨日の住民訴訟で勝ったものだから、もうルンルンなんでしょうな。それで、私にも得意絶頂で、なんか言ってやりたくて仕方がないんでしょうよ」。

デジャヴ(既視感)か、タイム・スリップか？ 不毛な口頭弁論を繰り返す「川合3事件裁判」

こと本件「川合3事件裁判」の法廷を傍聴するたびに、デジャヴ(初めての体験なのに、すでに経験したことのように思える現象)か、望まないタイム・スリップであるかのような、奇妙で嫌気が差す感覚を覚えるのは本紙記者だけではなく、一般市民も同じではなかろうか。原告・川合善明氏による、争点さえ不明な支離滅裂な主張はいつまで経っても整理される気配がなく、そのたびに、さいたま地裁・川越支部の齋藤憲次裁判長は、延々と次回期日(次の裁判)の予定を入れて結審を先送りにする。

ここまで見え見えの時間稼ぎが続けば、法律に詳しくない一般市民にも、これが突出して異常な裁判であることは判る。読者諸氏も飽き飽きするかと思うが、再度、「現職川越市長・川合善明氏を原告とする3本立て裁判」こと「川合3事件」について簡単に説明しておこう。

① 原告 川合善明×被告「小林薫川越市議」

川越市議会議員・小林薫氏のブログを以前からチェックし続けていた川合善明氏が、すでに小林市議がブログから削除している記事を保存しておいて、その記事内容(行政調査新聞による川合糾弾ピラをブログに転載したこと)が、名誉毀損だと訴えた事件。

② 原告 川合善明×被告「住民訴訟の原告4名」

本紙既報の「不正市道認定事件」で「川越市民らが川越市長を被告」として、「住民訴訟を提起したことが、川合氏個人に対する不法行為である」と、22名の原告のうち4名を狙い撃ちにして訴えた事件。

③ 原告 川合善明×被告「一般市民女性A氏」

埼玉弁護士会に「弁護士・川合善明氏」を懲戒請求したのは本紙社主・松本であるのに、松本が懲戒請求の書面に書いたエピソードを松本に話してくれた市民女性A氏が松本を手足のように使って不当な懲戒請求をしたのだと、市民女性A氏を狙い撃ちにして訴えた事件。

①②③の裁判は、すべて**原告**（川合氏）が同じというだけでなく、**裁判長も、原告・被告の代理人弁護士も同じ**で、常に同一日時に次々に流れ作業のように続けて口頭弁論が行われている。まさに悪夢のデジャヴのような、齋藤裁判長の「では、**原告（川合氏）は、もう少し主張を整理して頂いて…**」といった発言内容まで毎回ほぼ同じで、事実、**被告代理人・清水弁護士は前回期日で「いい加減、結審してください！」**と裁判長に詰め寄ったほどである。そのうえで、この日の口頭弁論でも、齋藤裁判長は、どの事件の審理も終了しない。念のために言うが、この「**川合3事件**」は立証が複雑な行政訴訟ではなく、単純な川合氏個人の私怨晴らしの、もっと言えば程度が低い事件だ。

誰も求めている「陳述書」提出を自己申告

7月1日の「**川合3事件裁判**」は、聞き飽きたどころか、さらに異常な展開が待っていた。前記②の「**不正市道認定**」住民訴訟の内の**4人の市民だけを名誉毀損とした事件**について、原告・川合氏は引き続き証人尋問を求め、さらに③の市民女性A氏が「**本紙社主・松本を使って**」、弁護士としての川合善明氏を懲戒請求したことの名誉毀損という異常な理由の異常な提訴について、原告・川合氏は誰も求めているのに「**陳述書**」を出すというのである。この瞬間、さしもの齋藤裁判長も鳩が**豆鉄砲を喰らったように「え？陳述書ですか？誰の？」**と原告席に確認した。

すると、マスク姿の川合氏は、まったく無言のまま右手を顔の横まで挙げ「**自分が陳述書を提出するのだ**」と意思表示をしたのである。このような川合氏の傲岸不遜の態度は、勿論、前日の住民訴訟を撃退した「**イケイケ**」の高揚感と攻撃欲求に裏打ちされたものだろうが、見ているこちら側からすれば失笑さえ憚られる、「**独裁者**」の異常な振る舞いだ。

住民訴訟を起こすことは住民の権利だ。その訴訟を起こされたことを違法だと訴えること自体異常だが、**市長が損害**（精神的苦痛？）を証明するために陳述書を出すなんて聞いたことがない。齋藤裁判長が驚くのも無理はない。

暇人の川合善明氏を除いて、裁判官も市民も弁護士も時間の無駄 市長職なら、税金の無駄遣いを即刻やめろ！

本件「川合3事件裁判」は、すべてがスラップ訴訟であることは明らかだが、問題は、川合善明氏が社会制度上「**市長職**」に就いてしまったことで、**裁判所が異例、特例、異常な訴訟指揮を延々と引き延ばしながら**、なんとか「**裁判所と市長に傷がつかない不時着地点**」を探しているように思える雰囲気蔓延していることだ。

裁判というものをコストという視点から考えてみると、当然ながら裁判所はボランティアが運営しているわけではない。どれだけ支離滅裂な馬鹿げた茶番の裁判でも、そこにかかるすべてに税金が使われている。高額の高給を取る判事を筆頭に、法廷で働く書記官も廷吏も、すべて国民の税金で食べている。市長職も市税で生活している。犠牲ないし負担を強いられるのは、納税者である市民と民間人である弁護士だ。

市税で高給を取る市長が、そのカネで納税者を相手に次々にスラップ訴訟を起こして**吊し上げる**（その理由は、市長に反旗をひるがえす住民訴訟に参加したから）。こんな首長は**川合善明川越市長**以外に日本にはいないだろう。

マスコミも…弁護士会も…誰も彼の暴走を止めようとしな。川合善明という人間は、異常に肥大した自尊心と、他者を自分に従わせたい支配欲のためだけに、税金を好き勝手に**蕩尽**（とうじん）する、甚だ迷惑な暇人である。「**おれ様市長**」の自我の暴走は続く。

暴走の果てがどうなるか、誰にも知るよしが無い。

暴走中の「**川合3事件裁判**」の次回期日は、**2021年8月26日（木）午前11時、さいたま地裁・川越支部**である。